

米国の会計基準設定過程における監査人の行動誘因 ： 会計規制論の展開における実証研究の意義に関連 して

大石, 桂一

<https://doi.org/10.15017/4494379>

出版情報：経済學研究. 61 (5/6), pp.73-92, 1996-03-30. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

米国の会計基準設定過程における監査人の行動誘因

——会計規制論の展開における実証研究の意義に関連して——*

大 石 桂 一

第1章 はじめに

本稿の目的は、これまでの会計規制論において未解決の問題であった米国の会計基準設定過程における監査人の行動誘因を明らかにすることである。本稿では、当該問題に関連する3つの文献(Watts & Zimmerman [1981], DeAngelo [1982], および Puro [1984])の実証プロセスとその結果を批判的に検討することによって、監査人行動に関する実証結果の総合を試みるとともに、「会計規制の経済理論」におけるこれらの実証研究の意義を明らかにする。

考察を進めるに先立って、規制主体および会計規制という概念を明確化しておきたい。厳密な意味では、規制主体とは公的規制を行う政府機関に限定される¹⁾。しかしながら、1936年の会計手続委員会(CAP)設立以来、プライベート・セクターの機関によって会計基準が設定されて

きた米国の特殊性を考えると、証券取引委員会(SEC)とともに、会計原則審議会(APB)や財務会計基準審議会(FASB)といったプライベート・セクターの会計基準設定機関を会計規制に関する実質的な規制機関と捉えるのが適切であろう²⁾。それゆえ、このような環境においては、会計規制主体を公的機関に限定せずに、会計規制とは会計報告書作成者以外の者が会計報告書の様式および内容に制約を課すことである³⁾と定義するのが妥当だと考えられる。したがって、本稿では会計規制を政府機関による公的規制のみに限定せず、プライベート・セクターの自主規制をも含むものとして捉えて議論を進めることにする。

以下、次章では、会計規制過程についての実証研究の意義を明らかにし、未解決の問題を指摘するとともに、会計規制論における本研究の位置づけを明確にする。続いて、第3章で米国における会計規制論の展開を概観した後、第4章では会計規制過程における監査人の行動誘因(特にロビイング行動のインセンティブ)を検討する。最後に、本稿の結論と残された課題を提示したいと考えている。

*本稿は、九州大学経済学会第3回定例研究会(1995年6月14日、於九州大学経済学部)での報告原稿に加筆し、修正を施したものである。この研究会において、森本芳樹教授、西村明教授、藤田昌也教授、大下丈平助教授、徳賀芳弘助教授、および磯谷明德助教授(各九州大学)より貴重なコメントを頂戴した。記して感謝の意を表するとともに、筆者の能力不足ゆえに、そのコメントのすべてを本稿に反映させることができなかったことをお詫びしたい。また本稿の掲載にあたって有益なコメントを下された2人のレフェリーの方々にも感謝する。

1) 植草 [1991] を参照。

2) この点に関しては Kelly-Newton [1980] および大石 [1993] を参照。

3) これは Taylor & Turley [1986] の定義である。本稿でもこの定義を採用するが、その目的上、議論を会計基準設定過程に限定する。

第2章 会計規制過程の実証研究の意義

近年、米国では会計規制を巡って活発な議論が展開されている。会計規制の最も重要な要素である会計基準の設定に関して、会計規制が本格的に開始された1930年代から現在に至るまで絶えることなく論争が繰り返されてきたのは周知の通りである。とりわけ、いわゆる「会計の政治化」が取り沙汰された1970年代以降、会計規制論争はますます激化する傾向にあり、現在の米国においては、会計規制、特に会計基準設定のあり方そのものが問い直されている⁴⁾といっても過言ではない。

このような最近の会計規制を巡る論争激化の背景の1つとして、会計規制に対する見方の変化、つまり会計規制観の変化が指摘できるだろう。従来、会計規制に限らず、経済的規制はすべて「公共の利益 (public interest)」という概念によって説明されるのが一般的であった。しかしながら Stigler [1971] の問題提起以降、経済的規制はそれを望む特定の利益集団によって獲得されているということを示す、数多くの実証研究が公表されてくるにつれて、多くの研究者およびジャーナリストが、こういった「私的利益 (private interest)」に基づく規制観を受け入れるようになってきた。このようなアカデミズムとジャーナリズムにおける規制観の変化は、1980年代の米国における規制緩和政策を推進した1つの原動力となった⁵⁾ということが指摘されている。この規制観の変化は会計の領域にも及び、会計実務と会計規制研究に大きな影響を

与えたのである⁶⁾。

会計規制のあり方が問題となるのは、会計規制が経済社会において重要な役割を果たしているからである。会計規制は会計実践を規定し、その結果、意思決定の基礎となる会計情報の質と量に影響を及ぼすだけでなく、多様な契約と富の分配の基礎となる会計数値にも影響を与えることによって、様々な経済的な帰結をもたらす。会計規制は測定と開示の両面において、経済社会における会計の機能と深く関わっているのである。このような会計規制の重要性についての認識が深まるにつれて、会計規制過程における各参加者の動機、およびその動機が規制の結果に及ぼす影響を明らかにするような研究の必要性が強調されるようになってきた。

このように様々な帰結をもたらす会計規制について、「会計基準はそれに係わる政治的行為の所産」⁷⁾であるという見方が今日では一般化していると言えよう。その政治性⁸⁾と社会経済的影響力ゆえに、会計基準設定は「会計政策 (accounting policy)」と呼ばれるのである。その意味で、会計規制についての規範論の提示を研究目的とする場合にも、少なくとも暗黙裡には、その基礎として会計規制過程の説明・予測理論が必要となるのは明らかである。

また、会計研究の対象たる会計現象を生じさせるのは会計人の行動であるが、その行動を規定する会計ルールは所与ではない。会計人は規

4) 現在の米国の会計基準設定機関の危機的状況については Burton & Sack [1990] を参照せよ。

5) 例えば、山内 [1982]、山本 [1994] および原田 [1994] を参照せよ。

6) いわゆる Metcalf 委員会によるアカウンティング・エスタブリッシュメント批判にも、このような規制観の変化が反映されていると言えよう。

7) Watts & Zimmerman [1986], p. 372.

8) 会計基準は政治的に決定されるものであり、また、ある者には利益をもたらす他者には犠牲を課すという「差別的経済効果」を持っているという意味で、それは二重の政治性を帯びているのである (Cooper & Sherer [1984])。

制の枠内で自らの会計方法を選択するのみならず、何らかの動機をもって、自らの行動が規定されることになる会計規制に影響を及ぼそうとする。他方、規制者も漠然とした「公共の利益」を動機とするのではなく、何らかの個人的（あるいは集会的）な動機をもって規制を行おうとする「主体」である⁹⁾。この会計規制過程における両者の相互作用は、会計研究にとって重要な意味を持っている。したがって、会計ルールやそれを存在せしめている制度的な枠組を固定的に捉えて会計人の認識・測定を研究することはもちろん重要だが、それと同様に、制度自体が変革させられるダイナミズムを経験的証拠に基づいて実証的に研究すること、およびその論じられ方を研究することも、やはり必要であろう。それゆえ、会計規制過程を動的なものとして捉えて、現在および過去における規制者と被規制者との相互作用を理解し、説明するような研究が求められているのである¹⁰⁾。

米国においては、主要な専門誌の動向を見る限り、こうした会計規制過程の実証研究に対す

る需要は年々増加していると言えよう¹¹⁾。この種の研究を担ってきたのは、1970年代以降に急速に台頭してきた実証的会計理論¹²⁾の研究者たちである。彼らは、経済学の領域でその源流であるシカゴ学派が展開してきたエージェンシー理論と「規制の経済理論 (economic theory of regulation)」を会計研究に適用し、会計規制過程に關与する企業経営者の動機をかなりの程度明らかにしてきた。これらの実証研究は、会計規制論の発展に大きな貢献を果たしてきたことは間違いないし、今後もそのような方向での研究はいつそう進展すると思われる。

しかしながら、これまでの実証的会計理論に基づく会計規制論は、会計規制過程における経営者行動ばかりに注目する傾向が強く、監査人や規制者、および会計情報利用者といった会計規制過程への重要な参加者の動機と行動は、経営者の場合と比べて、明らかにされているとは言い難いのも事実である。これは、その説明上の目的から研究対象を絞った結果であり、そのこと自体は問題ではないが、より現実説明力を持つ理論を構築するためには、経営者以外の行動要因も明らかにする必要がある。そして、会計規制の経済理論は、経営者以外の主体の行動をも射程に入れて分析を行う能力を持っているのである。

このような問題意識のもとで、本稿では、こ

9) Stigler [1971] 以降の規制研究においては、このような認識が定着していると言える。また、最近の米国において台頭しつつある「ポスト・リビジョナリスト」と呼ばれる政治学者たちの研究も、このような認識を共有した上で、さらに規制者行動を深く追求しようとする試みであると理解できよう。この点については Levine & Forrence [1990] を参照せよ。

10) このような意味で、近年の米国においては記述的な研究、特に実証研究に基づく説明理論の構築が脚光を浴びているのである。しかしながら、会計規則そのものの歴史的な展開を検討し直すことも重要な課題であり、それはまた理論の説明力を増すためには必要不可欠な作業である（この点は九州大学経済学会において西村明教授よりご指摘頂いた）。筆者は、このような研究の重要性を十分に認識しているが、本稿は、直接には、会計規制の捉えられ方（会計規則観の変化）、研究のされ方（会計規制論の展開）、およびそれらを前提とした研究の拡張と関連しているために、この点に関しては別稿で詳しく考察したいと考えている。

11) Dyckman & Zeff [1984] を参照。

12) 実証的会計理論の方法は Milton Friedman に由来する。それゆえ、彼らの言う「実証」とは、経験主義的あるいは論理実証主義的な意味ではなく、Popper 主義の科学的方法に則り、反証可能性を重視する実証主義経済学で用いられる「実証」である。彼らの科学哲学上の立場に関しては Watts & Zimmerman [1986] (特に第1章) および富塚 [1994] を参照。また、実証的会計理論の方法論に対しては、英国の批判会計学派などから批判が浴びせられているが、それに応えたものとして Watts & Zimmerman [1990] を参照。

これらの未解決の問題の中でも特に、会計規制過程における監査人のロビイング行動の解明を試みたいと考えている。その際、前掲の3文献を手がかりとして考察を進めることにする。なぜならば、その実証結果から得られるインプリケーションは、会計規制の経済理論における重要な構成要素を提供しており、そして、断片的に積み上げられてきた監査人のロビイング行動についての証拠を総合し、会計規制過程を通じて監査人が自己の富を最大化するプロセスを明らかにすることは、より説明力を持つ理論の構築に貢献すると考えられるからである¹³⁾。

第3章 会計規制論の展開

第1節 会計規制の公共の利益理論

現代の資本主義社会において共通して見られる経済的規制は「公共の利益」という概念によって正当化されることが多かった¹⁴⁾。これは規制の「公共の利益理論」と呼ばれ、長い間支配的な理論であった。しかし、Posner [1974] によって、公共の利益理論には規範理論的性格と記述理論的性格とが混在していることが指摘された後、数々の研究が行われた結果、一貫性の欠如と説明の非現実性ゆえに公共の利益理論の妥当性は現在ではかなり疑問視されている¹⁵⁾。

1970年代までの会計規制論も、基本的には公共の利益理論であったとすることができよう。なぜならば、それらは会計規制を正当化する論拠を探求しようとするものであったし、その論拠は、暗黙のうちにであり、公共の利益—主として、投資家保護と投資意思決定に有用な情報の提供—に求められてきたからである¹⁶⁾。しかし、会計情報市場の欠陥に規制の根拠を求めた初期の会計規制正当化論(「暗黙的な市場の失敗理論」)は、効率的市場仮説の観点からは非現実的なものとして現在では否定されている¹⁷⁾。また、会計情報の公共財的な性質に注目して、最適な会計情報生産と効率的な会計情報配分の達成を規制の論拠とした Gonedes & Dopuch [1974] らの「市場の失敗論」にも、やはり規範性と実証性の混同がみられ、その現実説明力は疑問視されている。このことは、会計情報の公平な配分と公平な富の分配を根拠とする Taylor & Turley [1986] らの「社会選択論」にも同様に言えることである¹⁸⁾。

第2節 会計規制の経済理論

こうして、公共の利益が規制の動機であるという仮定に疑問が投げかけられるようになると、会計規制の動機は私的利益の追究であるという仮定に基づいて、規制の現実を説明しようとする研究が行われるようになった。その理論的な基盤は Stigler [1971] を嚆矢とするシカゴ学派

13) 言うまでもないことだが、本稿は、得られた結論を他の国や時代に普遍化しようという意図をもって書かれたものではない。むしろ、本稿は米国の時代的・制度的特殊性を前提に議論を進めているのであり、そうすることによってこそ、会計規制過程を動態的に捉えるという本稿の分析視角が得られるのである。

14) 規制とは「寡占行動、『破滅的』競争、私的経済権力の弊害、あるいは外部効果といった害悪から大衆を保護し、『市場の失敗』を矯正するために必要とされる、政府を通じた集合的な権力の行使」(Levine & Forrence [1990], p.168) とみなされてきたのである。

15) 詳しくは Posner [1974] および Levine & Forrence [1990] を参照。

16) とはいえ、会計規制における「公益」概念は様々なものがあり、また、それらは時代とともに変遷してきた(例えば Gaa [1988] を参照)。この点についての考察は別稿に譲りたい。

17) Leftwich [1980] を参照。

18) 会計規制の公共の利益理論が抱えていた問題点については、詳しくは大石 [1995a] を参照。

の規制の経済理論にある。

1960年代に登場した「捕囚理論 (captured theory)」は、数々の問題点を抱えていたにも関わらず、その後の経済規制研究に大きな影響を与え、規制の経済理論（「獲得理論」）の原型となった¹⁹⁾。捕囚理論の説明では、規制が公共の利益のためにではなく被規制者のために機能している状況は、規制者が被規制者の経済力・政治力に屈して囚われた (captured) あるいは征服された (conquered) 結果であるとされる。その後、Stigler [1971] は Downs [1957] および Olson [1965] の「個人的効用最大化モデル」を応用して、捕囚理論を精緻化した。Stigler によって洗練された捕囚理論は、その後、様々な研究者によって一般化されたが、これらは総称して規制の経済理論と呼ばれている。

規制の経済理論では、規制は、合理的経済人である規制者の効用を高めてくれる特定の利益集団の影響を反映しており、そのような利益集団のために創出され機能させられている、と考えられる。そして、規制は様々な産業あるいはその他の利益集団によって需要され、最大の需要を顕示したものに政府または規制主体によって供給される一種の財として捉えられる。

1970年代後半以降の実証的会計理論の研究者たちは、会計規制論において、規制の経済理論を受け入れ、さらにそれをエージェンシー理論と結合させた。そして、私益に動機づけられた個人は会計基準に対して自己の効用を最大化するように反応する、という基本仮説に則って研

究を進めてきたのである。

1 初期の研究——捕囚理論——

会計規制の経済理論の初期の研究者たちの関心は「支配エリート (ruling elite)」仮説を検証することにあつた²⁰⁾。これは、被規制者である経営者や会計士が圧力団体となり、規制機関を征服し、自らに有利な規制を生み出させるという Metcalf 委員会報告書の主張であり、まさに捕囚理論に他ならない。この種の研究は次の2つに大別できる：(1)被規制者のロビイング活動と基準設定過程の支配に関する研究、および(2)基準設定機関内部における特定集団の支配に関する研究。

(1)の研究で主なものは表1に要約されている。これらはいずれも、特定の一集団の見解が会計基準設定団体の選好と一貫して一致することはなく、会計基準設定過程は特定集団に支配されているとは言えないという実証結果を得ている。また、大会計事務所の見解はそのクライアントの選好に支配されてはおらず、企業がビッグ・エイトを通じて間接的に FASB を支配しているとは言えないということも実証されている。

(2)については、表2に要約されているように、APBの委員の勤務先グループ内での連合投票や特定グループによる支配の存在は認められないということが実証されている。また「投票力指数」を用いた APB および FASB の委員の投票行動の分析からは、会計士グループは理論的

19) 狭義には、規制の経済理論は獲得理論のことを意味し、捕囚理論と区別される (山内 [1982])。しかし、本稿では、両者の概念的類似性から捕囚理論を規制の経済理論の中の1つと捉えて議論を進めることにする。また、捕囚理論の問題点については、例えば Posner [1974] を参照せよ。

20) 会計規制の支配エリート仮説については Hussein & Ketz [1981] を参照。通常、支配エリート論は「多元主義 (pluralism)」と対立するものとされているが、Hussein & Ketz も多元主義を主張していることから、彼らの実証は支配エリート仮説を棄却することを目的としていたと考えることができよう。この点を批判したものとしては Walker & Robinson [1993] がある。

表1 被規制者のロビイング活動に関する実証分析の要約

文献	基準 (年代)	研究方法および主要な実証結果
Haring [1979]	8の基準のED (1974-76)	20の主要な問題に関するFASB, FASBの支援団体, 会計事務所, および企業の見解の関連性を分析。会計事務所はその顧客の選好に支配されていない。FASBは支援団体および会計事務所の見解に影響されている。
Hussein & Ketz [1980]	10の基準のED (1974-76)	会計事務所からのコメント・レターと最終基準の関連性を分析。ビッグ・エイト相互間で, あるいはビッグ・エイトとFASBの間には一貫した選好の一致は見られない。
Hussein [1981]	10の基準のED GPLAのDM (1974-76)	コメント・レターと公聴会での証言を分析。GPLAに関する大会計事務所の立場は小会計事務所の立場と異なっている。報告利益に影響を及ぼす基準へのロビイングの数は財務諸表の様式に影響を与える基準に対するのよりも, 圧倒的に多い。
Brown [1981]	8の基準のDM SFAS12号のED (1974-78)	51の問題に関する27の回答者(企業, 会計事務所, およびFASBの支援団体)の選好の関係を分析。企業グループと会計事務所グループとにある程度分類できる。FASBと一貫して選好が一致する集団はない。
Puro [1985]	7の基準のED (1975-77)	ビッグ・エイトのロビイング活動を分析。新規の開示問題に関しては, 集団として行動してFASBに影響を及ぼす。会計方法の統一化に関しては不一致。新規開示問題に関しては顧客の選好と一致しないが, 統一化問題に関しては一致。
Mckee, Williams, & Frazier [1991]	SFAS96号のED (1984-85)	ビッグ・エイトのロビイングとその顧客の選好との関連性を分析。ビッグ・エイト会計事務所の見解は, 積極的にロビイング活動を展開している顧客の見解と密接な関連性を有しているが顧客は会計事務所を支配していない。
Tandy & Wilburn [1992]	97の基準のED (1974-88)	EDおよびEITFの活動に関して構成団体から寄せられたコメント・レターを分析。全サンプルにおける各集団の占める割合は, 企業60.7%, 銀行13.1%, 会計士12.1%, 証券業1.6%, 学会2.6%, その他0.9%である。EITFの創設は参加率を高めた。

出所: 大石 [1995b], 表1 (28頁)。

投票力および名目的投票力(保有投票数の割合)以上に権力を行使してはならず, 理論上ほどビッグ・エイトの結託は行われていないという結果が得られている。

このように, 会計規制の捕囚理論は実証分析によっておおむね否定されている。これらの研究は, 一定の限界内におけるものではあるが, その実証結果およびそれが抱える問題点についての認識は, その後の会計規制研究に大きな影響を与え, 規制の経済理論とエージェンシー理論の結合という会計規制論の展開において重要な帰結をもたらした²¹⁾。

2 会計規制の獲得理論

その後, 規制の経済理論の観点から, 会計規制を獲得するためのロビイング活動の動機について分析が行われるようになった。会計規制の経済理論では, 会計規制は様々な利益集団による規制獲得競争の産物と捉えられる。会計基準は富の再分配機能を持っているので, 私益に動機づけられたこれらの利害関係者は, 自らに最も有利な規制を獲得(あるいは不利な規制を回

21) 会計規制の経済理論における捕囚理論の意義については大石 [1995b]を参照。ここでは特に, 会計基準設定機関内部における投票行動に関する実証分析の結果とその意義が考察されている。

表2 会計基準設定団体における投票行動の実証分析の要約

文 献	基準 (年代)	研究方法および主要な実証結果
Meyer [1974]	31の APB 意見書 (1959-72)	APB 委員をビッグ・エイト, その他の会計事務所, 企業, 学会に分類し, グループ内連合や支配形態の存否を分析。委員の投票は勤務先別集団と関連している。グループでの連合投票は存在せず, 特にビッグ・エイト内で対立は大きい。特定グループの支配は認められない。
Rockness & Nikolai [1977]	31の APB 意見書 (1959-72)	同一問題に対する各委員の投票の類似性を分析。勤務先別集団の存在は認められない。投票パターンには時系列的な変化が見られる。初期には概念派と実務派の中間に強力な投票連合, 中期には3つの弱い委員集団があるが, 後期には集団は存在せず, 不規則な投票パターンが見られる。
Newman [1981]	31の APB 意見書 (1959-72) および24の SFAS (1973-79)	ゲーム論的な投票力指数を用いて, ビッグ・エイト, その他の全国的会計事務所, 地方の会計事務所, 産業界, および学会という結託があると仮定した場合のそれぞれの理論上の決定投票力および実証的決定投票力を比較。理論上はビッグ・エイトの決定投票力はその構成比率に比べて高いが, 実際の決定投票力は非ビッグ・エイトよりも高いとは言えない。つまり, 理論上ほど結託は行われていない。
Selto & Grove [1982]	44の SFAS (1973-80)	Newman [1981] の実証部分を拡張し, SFAS 1号から44号に適用。会計士グループは保有投票数の割合以上に力を持ってはいない。会計士+証券アナリスト, 会計士+証券アナリスト+経営者, および会計士+証券アナリスト+学者, という3つの結託の確率は理論値より有意に高い。ビッグ・エイトの支配は認められない。
Selto & Grove [1983]	25の SFAS (1980-82)	Selto & Grove [1982] を SFAS45号から69号に適用。上記3つの結託のうち, 会計士+証券アナリストの組合せのみが有意だった。つまり, 結託形成は流動的。

避・緩和) するために, 政治過程に関与する動機を持っている。他方, 会計規制者は, 職業の維持・再任, 権限の拡大とそれに伴う自らの監督下に置かれる資源の増大, あるいは退職後の富の最大化といった私的利益に動機づけられているため, 規制者自身の個人的な富や権力を最大化させてくれる集団に有利になるように「捕囚」されると考えられる²²⁾。

これまで, 実証的会計理論の研究者たちは, 会計規制過程に関与する集団の中でも特に経営者に注目し, 経営者が私益を最大化するために会計基準設定過程に影響を及ぼそうとするインセンティブを解明しようとしてきた。実証的会計理論に基づけば, 経営者が会計基準に関心を

持つのは次のような理由からだと考えられる。

会計基準の新たな制定および変更は, 会計数値に基づいて行われる経営者報酬契約および負債契約に影響を及ぼす。また, 会計数値は料金設定の基礎として用いられ, 税金の額に影響を及ぼしたりする。さらに, 巨額な利益は政治の介入を招き易く, それゆえ政治コストが増大するために, 特に標的にされ易い大企業の経営者は「不当な利益」に注意を払う。これらの動機は, 「報酬制度仮説」, 「負債比率仮説」, 「規模仮説」, およびそれらの複合仮説として, 経営者の会計方針選択行動およびロビイング行動の実証分析を通じて検証されてきた²³⁾。

22) Levine & Forrence [1990] を参照。

23) これらの仮説については, 詳しくは Watts & Zimmerman [1986] を参照せよ。本稿の目的上, これらの仮説の内容には深く立入らない。

表3 経営者によるロビイング活動の実証分析の要約

文献	基準 (年代)	研究方法および主要な実証結果
Watts & Zimmerman [1978]	GPLA の DM (1974)	GPLA の DM に回答した52の企業に関して、企業特性とロビイング・ポジションとの間の関係を分析。規模仮説と一致。ボーナス仮説とは不一致。
Dhaliwal [1980]	SFAS19号の ED (1976-78)	負債比率の高い企業の経営者は反対のロビイングをする傾向が顕著に現れている。当該基準が報告利益を減少させる（それゆえ負債制限条項に抵触するリスクを高める）ことが主要な原因と考えられる。
Watts & Zimmerman [1981]	4の基準の ED と GPLA の DM (1962-1974)	新基準が契約コストに及ぼす影響と経営によるロビイングの関係を分析。経営者の富を減少させる基準案に対しては反対のロビイングをする傾向が強い。経営者と監査人の立場が一致する可能性がある。
Griffin [1982]	SFAS8号の ED (1974-77)	外貨換算会計基準が多国籍企業の報告利益に及ぼす影響とロビイングとの関連性を分析。報告利益の変動性は、ロビイングした企業がロビイングしなかった多国籍企業よりも大きい。決定的な要因ではない。大規模で負債比率の高い企業の経営者は積極的にロビイングする傾向にある。
Griffin [1983]	SFAS8号と52号の ED (1976-79)	Griffin [1982] の拡張。SFAS 8号のときよりも、大規模で報告利益が低下する企業が積極的にロビイングする傾向が顕著。負債比率の説明力は低下。
Kelly [1985]	SFAS8号の ED (1975)	企業特性とロビイング活動の関連性を分析。海外売上高の多い大企業は実施の困難性を理由に当該基準に反対する傾向が強い。経営者による株式所有の割合が小さい企業は、利益の変動性をもたらすという理由で反対する傾向が強い。
Deakin [1989]	SFAS19号の ED (1976-78)	企業特性とロビイング活動の関連性を分析。契約コスト（経営者報酬契約、負債契約、および料金規制）に及ぼす影響とロビイングには正の相関がある。
Moyer & Kelly [1992]	SFAS92号の ED (1985-86)	商業銀行をロビイングしたグループとロビイングしなかったグループに分け、それぞれの企業特性とロビイングとの相関を分析。予想される富への影響が大きい企業の経営者はロビイングする傾向が強い。ロビイストの規模および規制資本比率はノンロビイストよりも小さい。当該基準の採用によって利益に大きな負の影響を受けたと報告したのはロビイストの方が多い。
Schalow [1995]	SFAS106号の ED (1990)	当該会計基準によって影響を受ける企業の特性とロビイング活動との関連性を分析。売上が大きく退職者の数が多い企業は反対のロビイングする。(2つの変数の独立性には疑問がある)。賛成者はロビイングしない傾向が強い。負債比率仮説とは不一致。

表3から分かるように、経営者が自己の富を最大化するために特定の会計基準に対してロビイングするということは、おおむね実証されていると言えるだろう。このように、エージェンシー理論と規制の経済理論に基盤を置く実証的会計理論は、会計規制を獲得しようとする経営者の動機を実証的に明らかにし、会計規制の1つの局面を説明するという貢献を果たしている。

他方、規制者の動機と捕囚される要因——会計規制機関が特定の利益集団に有利な規制を提供することによってどのようなベネフィットが得られるのか——については、Hilton [1974] の「規制者の不平最小化行動説」に基づく仮説が提示され (Johnson & Messier [1982] および Fogarty, Ketz, & Hussein [1992]), 若干の実証研究が行われているが (Brown [1981]),

その全体像は明らかにされているとは言い難いのが現状である²⁴⁾。

第4章 会計基準設定過程における 監査人のロビイング

これまで見てきたように、会計基準設定過程に関与する企業経営者のロビイング・インセンティブは、かなりのところ明らかにされてきていると言えるだろう。しかしながら、経営者だけでなく監査人も積極的にロビイング活動を展開してきたにも関わらず、会計基準設定過程における監査人の行動誘因は明確にされていない。そこで本章では、会計規制過程における監査人行動に関する実証研究の結果を総合する。

第1節 契約理論に基づく監査人行動の実証研究 (Watts & Zimmerman[1981])

監査人のロビイング行動の研究にエージェンシー理論と規制の経済理論を初めて適用したのは Watts & Zimmerman [1981] である。彼らの提示した仮説とそのアプローチ方法は、後述する2つの研究に大きな影響を与えた。

彼らは、監査人によるロビイングの行動誘因も自己の富の最大化であると考え、監査人のロビイング・ポジションは被監査企業の富と正の相関があるという仮説を立て、その検証を行っている。このような仮説を立てた理由として、Watts & Zimmerman は次の2つを挙げている。第1に、監査人はその顧客の富を増大させ

るような基準を支持してロビイングすることによって、顧客との調和関係を維持し、継続して監査業務を受注できるようにしようとすると考えられるからである²⁵⁾。もう1つの理由は、監査報酬は顧客の富の大きさに依存しているということである。これについては、顧客の富の減少は監査報酬の減少や顧客の喪失につながる可能性がある、という点を Watts & Zimmerman は指摘している。

そこで、次のような回帰モデルが設定された。括弧内は予想される符号を示している。

$$APOS_{i,s} = c_0 + c_1 (VFAV_{i,s} - VOPP_{i,s}) + c_2 TV_{i,s} + c_3 BDUM_s TV_{i,s} + c_4 MBDUM_s TV_{i,s} + u_{i,s}$$

(?) (+) (?) (-) (-)

ここで、変数の定義は以下の通りである：

- APOS_{i,s} = 監査人iが基準sに賛成すれば1
監査人iが基準sに反対すれば0
- VFAV_{i,s} = 監査人iの顧客が基準sに賛成した場合のその企業価値の総和
- VOPP_{i,s} = 監査人iの顧客が基準sに反対した場合のその企業価値の総和
- TV_{i,s} = 監査人iの顧客で基準sにロビイングした企業の価値の総和
= VFAV_{i,s} + VOPP_{i,s}
- BDUM_s = 基準sが社債条項で使用されている手続だけを制約するならば1, その他の場合は0
- MBDUM_s = 基準sが社債条項および経営者報酬制度で使用されている手続の両方を制約するならば1, そ

24) この点に関して、FASBはSFAS52号において、多様な利害関係者グループの要求のバランスをとるために基準を細分化することによって、各グループの不満を平等化し、漏れなく協調関係を結ぼうとしている、ということを明らかにした大塚 [1992] の研究は、規制者行動を今後解明していくうえで有益な示唆を与えてくれるであろう。

25) これは「ロビイング活動サービス仮説」と呼ばれる。

他の場合は0

そして、41の監査人と645の顧客についてプロビット分析²⁶⁾を行い、その結果は次のようになった(括弧内は漸近t値)。

$$\begin{aligned} \text{APOS}_{i,s} = & 0.42 + 21.0 (\text{VFAV}_{i,s} - \text{VOPP}_{i,s}) \\ & (1.33) \quad (1.69) \\ & + 26.8 \text{TV}_{i,s} - 39.5 \text{BDUM}_s \text{TV}_{i,s} - 29.4 \text{MBDUM}_s \text{TV}_{i,s} \\ & (1.34) \quad (1.80) \quad (1.53) \end{aligned}$$

調査対象となった基準は、1962年投資税額控除、1971年投資税額控除、リース会計、中間財務報告、および一般物価水準会計(GPLA)である。これらの基準はいずれも、監査業務を増大させるが、平均的に利益額を増加させることはない。

この分析に関して Watts & Zimmerman が下した結論は、彼らが提示した仮説と実証結果は整合している、というものである。つまり、4つの係数のうち c_1 , c_3 , および c_4 が10%水準で有意であり、 c_1 が有意だったということは、監査人のロビイングとその顧客の富の加重総和の間には正の相関があるということを示して

いる、というのである。

しかし、この結果には彼らの仮説と整合しない部分も含まれている。Watts & Zimmerman の仮説では、契約に適用可能な会計手続の数を制限する基準の制定は、エージェンシー・コストを増大させ、契約効率性を損うと同時に、契約過程における監査の需要も減少させるはずであり²⁷⁾、それゆえ、債務契約と報酬制度の両方で用いられる会計数値を算定する会計方法を制限する基準の係数(c_4)は債務契約と報酬契約という2つの契約を制限する分、債務契約で用いられる会計数値のみに影響を及ぼす基準の係数(c_3)よりも大きいという予想が立てられていた。それにも関わらず、得られた結果(c_4 が c_3 よりも小さい)は、契約効率性と監査の需要に関する仮説と矛盾しているのである。

もちろん、Watts & Zimmerman はこの点を認識してはいた。しかし、彼らはその矛盾点を重視しておらず、両者が負の値で有意であったということは会計基準が契約に及ぼす影響と監査人のロビイングとの間の関連を示している、と述べるにとどまっている。確かに、両者の間には何らかの関連性が存在することは認められよう。しかしながら、顧客の富の増加が監査報酬の増加に直接つながるわけではないので、果たして直接的な因果関係があるかどうかはかなり不明確であると言わざるを得ない。これは、上述の「監査報酬は顧客の富の大きさに依存している」という仮定にさらに条件を追加して実証を行う必要があるということを示していると考えられる。

26) 経済主体が複数の選択肢の中から1つを選ぶ、という行動を説明するモデルにおいては、被説明変数はダミー処理され、例えば(1,0)といった離散値をとることになる。このモデルは「離散選択モデル」と呼ばれる。このような離散モデルを用いる場合には、攪乱項の累積分布の型が決定されなければパラメーターを推定することができないので、分布に関して特定の仮定を置いて変換を行うという方法が採られる。このとき、攪乱項の累積分布が正規分布に従うと仮定する場合をプロビット分析といい、ロジスティック分布に従うと仮定した場合をロジット分析という。

特に、選択肢が2つの場合にそれぞれの選択肢が選ばれる確率を説明するモデルは「二項プロビット(あるいはロジット)モデル」と呼ばれ、選択肢が3つ以上の場合には「多項プロビット(あるいはロジット)モデル」と呼ばれる。詳しくは畠中[1991]を参照。

27) つまり、Watts & Zimmerman が言うように、監査がエージェンシー・コストを削減するモニタリングの手段として用いられているのだとすれば、論理的には、適用可能な会計手続の数が減少するにつれて監査に対する需要は小さくなるはずであろう。

第2節 顧客層仮説の検証(DeAngelo [1982])

Watts & Zimmerman [1981] は、監査人と顧客とのロビイング・ポジションの一致に焦点を当てて分析していたが、それと同時に、両者のロビイング・ポジションの不一致は「顧客層仮説」によって説明できる可能性がある、ということも示唆していた。これは、前述の「ロビイング活動サービス仮説」を補完するものであり、監査人は自らの立場と一致しない顧客を失っても、立場が一致する顧客を新たに獲得できる——つまり監査人は自らの立場と一致する顧客を創造する——という仮説である。

もし、顧客層仮説が正しいならば、ある基準に関するロビイング・ポジションが監査人のそれと異なる企業は、自らの立場と一致する監査人に変更するはずである²⁸⁾。そこでDeAngelo [1982] は、Watts & Zimmerman [1981] のアプローチを継承して、石油・ガス会計基準についてこの仮説の妥当性を検証した。調査対象は、246社の石油・ガス企業とその12の監査事務所である。

周知のように、1977年に公表されたSFAS第19号は石油・ガスの試掘・探索費の会計処理方法として、全部原価法(full cost method: FC法)を禁止し、成功原価法(successful effort method: SE法)を義務づけた。これによって、FC法を採用していた企業はすべて、報告利益にマイナスの影響を受けることになった。また第19号は、成功原価の認定基準を厳しくしたので、以前からSE法を採用していた企業の中にもマイナスの影響を受ける企業が出てきた。その内訳は次の通りであった：

FC法採用企業…129社

影響を受けたSE法採用企業…37社

影響を受けなかったSE法採用企業…80社

まずDeAngeloは、マイナスの影響を受ける企業はさほど影響を受けない企業よりも監査人を変更する、という仮説を検証した。このような監査人の交代が行われるのは、石油・ガス会計基準による影響を緩和するためには、石油・ガス会計以外の他の会計手続を変更しなければならず、現職の監査人との間で対立が生ずるからである、とDeAngeloは説明する。そして分析の結果、1977年において、第19号の影響を受けた石油・ガス企業の監査人変更率(10.8%)は、影響を受けなかった石油・ガス企業の変更率(2.5%)およびSEC登録の非石油・ガス企業の変更率(4.6%)よりも大きいということが分かった(表4参照)。この差は5%水準で有意だった。

次に彼女は、これらの監査人を変更した企業がその監査人のロビイング・ポジションと一致していたかどうかを調査した(表5参照)。その結果、監査人と一致した企業のうちの7.9%が監査人を変更し、一致しなかった企業のうちの19.2%が変更した(関連企業は除外)。この差は1%水準で有意だった。次に、顧客層仮説では、立場が一致しなかった企業は一致する監査人に変更するはずなので、この点を調査した。しかしその結果は、1976年から77年にかけて、立場が一致しなかった企業が一致する監査人に変更した割合は50%であった。また、特定の監査法人が集中的に顧客を獲得したわけでもなく、SE法あるいはFC法を支持する監査法人が一貫して顧客を獲得するといった傾向もなかった。つまり、顧客層仮説は棄却されるのである²⁹⁾。

28) DeAngelo [1982], p.176.

表4 会計方法別の監査人変更率 (%)

企業 年度	すべての FC法採用 企業	影響を 受けた SE企業	影響を受 けた企業 の小計	影響を 受けない SE企業	石油・ガ ス企業の 小計	全SEC 登録の非 石油企業
1973	0.8	0	0.6	2.5	1.2	5.3
1974	3.9	2.7	3.6	1.3	2.8	6.3
1975	5.4	5.4	5.4	2.5	4.5	4.8
1976	6.2	5.4	6.0	3.8	5.3	4.2
1977	7.8	21.6	10.8	2.5	8.1	4.6
1978	2.3	2.7	2.4	2.5	2.5	4.1
1979	0.8	2.7	1.2	2.5	1.7	3.7
1980	5.4	0	4.2	2.5	3.9	3.1

出所：DeAngelo [1982]，表2 (p.182) および表3 (p.188) より作成。

表5 ロビイング・ポジションと監査人変更のパターン (1976-77)

経営者と監査人の立場	合計	変更なし	変更	変更パターン	変更数
一致 (A)	140	129	11	A→A	5
				A→D	6
不一致 (D)	73	59	14	D→A	7
				D→D	7

出所：DeAngelo [1982]，pp.193-198より作成。

第3節 監査人側のコストを考慮した

研究 (Puro [1984])

新基準の導入に伴うコストをある程度明示的に考慮して実証研究を行ったのが Puro [1984] である。監査業務を増大させるような基準に対しては、企業にとってはモニタリング・コストが増大するので、他の条件が等しいならば企業経営者はそれに反対するだろう。他方、そのような基準は監査報酬を増加させるので、それがコストを上回る限りにおいて監査人は賛成のロビイングをすると考えられる。この点は Watts & Zimmerman [1981] も認識してはいたが、それを実証することはできなかった。彼らのモデルでは監査人の費用関数はすべて同一であるとい

う仮定が暗黙のうちに置かれており、その相違は考慮されていなかったのである³⁰⁾。Puro の研究の意義はこのことを組み込んだモデルを設定して実証を行っている点にある。

まず Puro は、監査人とその顧客のロビイング活動について、規制の経済理論から導かれる仮説 (R1, R2, および R3) とエージェンシー理論から導かれる仮説 (E1, E2, および E3) を設定した (仮説の要約, 代理変数, およびその測定方法については表6を参照)。以下, Puro の仮説導出過程を簡単に見てみよう。

まず第1に、会計規制の経済理論では、監査人も他者を犠牲にして自己の富を最大化するようにロビイングすると考えられる。それゆえ、

29) DeAngelo [1982], p.196.

30) Puro [1984], p.626.

表6 仮説と変数の説明および予想される符号

仮説	変数	測定方法	予想符号
R1:新しい開示基準によって監査業務が増大する場合、監査人はその基準を支持する	NEWAUD	市場性のある有価証券:監査人jの顧客が保有している有価証券のうちで市場性のあるものの% セグメント:監査人jの顧客が報告しているセグメントの平均数	b > 0
R2:FASBが除去しようとしている会計方法に特化している監査人はその提案に反対する	SPEC	リース:監査人jの顧客のうちでSFAS13号公表以前にまったくリースを資産化していなかった企業の数 石油・ガス:監査人jの顧客のうちFC法を採用している企業の数	b < 0
R3:大監査事務所は小事務所より新しい開示基準を支持する	SIZE	すべての基準:監査人jが監査している株式公開企業の総数	b > 0
E1:新しい基準によって報告利益に影響を受ける顧客が多いほど監査人はその基準に反対する傾向が強い	INC	市場性のある有価証券とリース:監査人jの顧客のうちで当該基準によって報告利益に影響を受けた企業の数 外貨換算:監査人jの顧客のうちで外貨建債務を有する企業の数 GPLA:監査人jの顧客がGPLAを使用した結果生じる利益の変動額	b < 0
E2:基準の変更が顧客の財務諸表に及ぼす影響が大きくなるほど、監査人はその基準を支持しない傾向がある	BIG	リース:監査人jの顧客のうちで将来のリース支払額がサンプル中の上位1/4に入っている企業の数 市場性のある有価証券・監査人jの顧客のうちで保有有価証券の総額がサンプル中の上位1/4に入る企業の数 GPLA:監査人jの顧客のうちGPLAによる利益の変動額の大きさがサンプル中の上位1/4に入る企業の数 セグメント:監査人jの顧客で総セグメント数がサンプル中の上位1/4に入る企業の数 石油・ガス:監査人jの顧客で石油・ガス関連資産の総額がサンプル中の上位1/4に入る企業の数 外貨換算:監査人jの顧客で海外子会社の総数がサンプル中の上位1/4に入る企業の数	b < 0
E3:新基準を支持してロビイングする顧客の割合が大きいほど監査人はその基準を支持する	LOBBY	すべての基準:監査人jの顧客のうちで基準に対して支持/反対のロビイングをした企業の数	b > 0

出所:Puro [1984], pp.630-631.

以下の仮説が設定された。

R1 [NEWAUD]: 監査人は、監査業務を増大させる(監査報酬を増加させる)ような新しいディスクロージャー基準の採用を支持する。

しかし、監査人は、監査業務の増大から得られるベネフィットとそれに伴うコストとを比較

考量するはずである。その際、ベネフィットを所与とすれば、費用関数は監査人ごとに異なるので、基準に対する反応も異なってくると考えられる。つまり、もし、それまでは認められていた特定の会計方法が新基準で除去されることになり、監査人がその方法の監査を専門的に行っていたならば、あるいは新基準の導入に伴う固定費用の増加があまりにも大きすぎて、他の

表7 「規制」変数モデルによるプロビット回帰分析

基準/変数 (符号)		NEWAUD(+)	SPEC(-)	SIZE(+)	x^2 (p<)	r^2
開示	市場性のある 有価証券	1.6 (0.27)	NA	0.007 (0.6)	2.8 (insig.)	0.08
	リース	SIZE との MC	-2.6 **	0.14 (2.6)**	20.6 (0.01)	0.74
	セグメント	0.45 (1.66)	NA	0.001 (1.79)*	8.45 (0.025)	0.23
	GPLA	SIZE との MC	NA	0.0027 (4.2)**	18.3 (0.01)	0.24
統一	石油・ガス	NA	-0.12 *	NA	4.45 (0.05)	0.16

() 内は t 値
 MC: 多重共線性のために除外
 *: 5%水準で有意
 **: 1%水準で有意
 出所: Puro [1984], pp.637-638.

表8 エージェンシー変数モデルによるプロビット回帰分析

基準/変数 (符号)		INC(-)	BIG(-)	LOBBY(+)	x^2 (p<)	r^2
開示	市場性のある 有価証券	0.04 (1.1)	-0.10 (-0.9)	0.6 (0.5)	3.3 (insig.)	0.09
	リース	-0.04 (-0.3)	0.11 (1.3)	-0.55 (-0.5)	8.43 (0.025)	0.23
	セグメント	NA	0.07 (2.7)**	-1.3 (-1.0)	9.8 (0.01)	0.28
	GPLA	-0.0003 (-1.0)	0.03 (3.3)**	-0.98 (-0.33)	21.2 (0.01)	0.31
統一化	石油・ガス	data not available	-0.28 (2.0)*	3.8 (3.1)**	13.01 (0.01)	0.28
	外貨換算	1.25 (3.4)**	-1.21 (-3.4)**	4.48 (2.23)*	20.8 (0.01)	0.58

() 内は t 値
 MC: 多重共線性のために除外
 *: 5%水準で有意
 **: 1%水準で有意
 出所: Puro [1984], pp.637-638.

監査事務所に比べて競争上不利になるならば、
 監査人はそのような基準を支持しないだろう。
 そこで、次の仮説が導かれる。

いる会計方法に特化している監査人は、そう
 でない監査人に比べて、その基準に反対する
 傾向が強い。

R2 [SPEC]: 会計方法を統一化する基準が
 導入される場合、FASB が除去しようとして

また、新しいディスクロージャー基準の導入
 に要する監査コストの大部分は固定費用なので、

米国の会計基準設定過程における監査人の行動誘因

表9 結合モデルによるプロビット回帰分析

基準/変数		NEWAUD	SPEC	SIZE	INC	BIG	LOBBY	$x^2(p<)$	r^2
開示	市場性のある有価証券	140.3 (2.9)**		0.016 (2.6)**	-0.299 (-2.1)**	-0.10 (-0.9)	-0.06 (-0.5)	23.8 (0.01)	0.69
	リース	SIZE とのMC	-0.32 (-1.2)	0.022 (2.1)**	SPEC とのMC	-0.04 (0.112)	-2.14 (-1.7)*	23.8 (0.01)	0.86
	セグメント	0.52 (1.7)		-0.007 (2.0)		0.29 (2.4)**	-1.3 (-0.15)	18.2 (0.01)	0.56
	GPLA	SIZE とのMC		0.0005 (0.2)*	-0.0003 (-1.0)	0.04 (1.2)*	-0.98 (-0.33)	21.3 (0.01)	0.31
統一化	石油・ガス		-0.76 (2.3)**			0.69 (1.5)	1.96 (1.15)	19.35 (0.01)	0.64
	外貨換算				1.25 (3.4)	-1.21 (-3.4)**	4.48 (2.3)*	20.8 (0.01)	0.58

() 内は t 値

MC: 多重共線性のために除外

*: 5%水準で有意

**: 1%水準で有意

出所: Puro [1984], pp.639.

表10 規制モデル, エージェンシー・モデル, および結合モデルの統計結果の要約

分類/変数		NEWAUD	SPEC	SIZE	INC	BIG	LOBBY
開示	符号が正しかった	4/4	2/2	7/8	4/5	3/8	1/8
	符号が正しく有意だった	1/4	1/2	6/8	1/5	0/8	0/8
	符号が逆だった	0/4	0/2	1/8	1/5	5/8	7/8
統一	符号が正しかった		2/2		0/2	3/4	4/4
	符号が正しく有意だった		2/2		0/2	3/4	3/4
	符号が逆だった		0/2		2/2	1/4	0/4

出所: Puro [1984] より作成。

顧客数の少ない小監査事務所にとっては、1顧客あたりの費用増加が大事務所よりも大きくなる。それゆえ、このような会計事務所間の費用関数の相違を考慮すると、大事務所は相対的にコスト優位にあり、監査報酬増加の効果が大きいと言える。したがって、次のように予想される。

R3 [SIZE]: 大監査事務所は小事務所よりも、ディスクロージャー要件の増大を支持する傾向が強い。

他方、監査報酬が顧客の富に依存しているとすれば、監査人は顧客の立場を支持するようにロビイングすると考えられる。したがって、以下の2つの仮説が導かれる。

E1[INC]: 会計基準の変更によって報告利益に影響を受ける顧客を多く抱えているほど、監査人はその基準に反対する傾向が強い。

E2[BIG]: 会計基準の変更から生ずる顧客の財務諸表への影響が大きいほど、監査人はそ

の基準に反対する傾向が強い。

しかしながら、監査人はすべての顧客の立場を平等に考慮するわけではない。顧客が合理的に判断して、ロビイングのベネフィットがコストを上回るときにのみロビイングしているとすれば、監査人はより明確に選好を顕示している顧客の影響を反映して「ロビイング活動サービス」を提供すると考えられる。したがって、次の仮説が設定された。

E3 [LOBBY]：監査人は、自らの顧客の中で新しい会計基準を支持してロビイングする企業の割合が大きいほど、その基準を支持する傾向が強い。

監査報酬は顧客の富の大きさに依存しているという Watts & Zimmerman [1981] の仮定が正しければ、監査人とその顧客の利害は一致するはずなので、E1, E2, および E3は、すべての基準に一貫して有意な結果が得られるだろう。つまり、Watts & Zimmerman の仮説は両者の利害が一致する状況を強調しているのである。これに対し、規制の経済理論に基づく仮説 (R1, R2 および R3) は利害の対立を問題にしている³¹⁾。

そこで彼女は、市場性のある有価証券、リース、セグメント報告、GPLA、石油・ガス会計、外貨換算の6つの基準について、次のような多項プロビット回帰モデルを用いて、上記6つの仮説を検証した。調査対象は41の監査人と2,145の顧客である。

$$\text{Pr} (P=1) = F (b_0 + b_1x_1 + b_2x_2 \cdots b_kx_k) + u$$

この式において、被説明変数 (Pr) は監査人のロビイング・ポジションを表しており、それは賛成、反対、および中立という3つ立場に分類された。そして、この中から監査人がある基準に対していずれかの立場を選択する確率を説明するのである。説明変数 ($x_1 \cdots x_k$) には、目的に応じて6つの代理変数のうちのいくつかあるいはすべてが用いられた。また、6つの調査対象の会計基準は、監査業務の増大を意味する新規ディスクロージャー基準 (市場性のある有価証券、リース会計、セグメント報告、および GPLA) と、必ずしも監査業務を増大させるわけではない会計方法を統一化する基準 (石油・ガス会計、および外貨換算会計) とに分類された。

彼女は、複数のモデルの説明力を比較するために、規制変数 (NEWAUD, SPEC, および SIZE) だけを組み込んだモデル、エージェンシー変数 (INC, BIG, および LOBBY) だけを組み込んだモデル、およびすべての変数を組み込んだ結合モデルについて回帰分析を行った。その結果はそれぞれ表7、表8、および表9に示されている。また、参考までに、各変数に関して符号の一致と統計的有意性を表10に示してある。その結果に関して Puro が指摘している点は以下の通りである。

新規のディスクロージャー問題に関しては、概してエージェンシー・モデルよりも規制モデルのほうが説明力を持っている。表7および8において、規制変数の符号はすべて予想通りで有意な結果も多く得られているのに対し、エージェンシー変数の符号の一致率はかなり低く有意な結果が得られていない。この結果が示しているのは、新規のディスクロージャー基準に関

31) Puro [1984], p.629.

しては両者の利害は一致しにくいということである³²⁾。

他方、会計方法統一化問題に関しては、比較的、エージェンシー・モデルの方が説明力を持っており、特に LOBBY の説明力が大きい。これは、会計方法を統一化する基準の制定に際しては監査人と顧客の間の利害の一致が起りやすいということを示している³³⁾。ただし、ここで重要なのは、INC が説明力を持たないということである。このことが意味するのは、両者の利害の一致は、Watts & Zimmerman の仮説—監査報酬が顧客の富の大きさに依存しているので監査人とその顧客のロビイング・ポジションは一致する—では説明できないということである³⁴⁾。

第4節 要約と総合

本章で検討した Watts & Zimmerman [1981], DeAngelo [1982], および Puro [1984] の分析結果を総合すると、会計基準設定過程における監査人のロビイング活動について、次のような結論が得られる。

監査人のロビイングとその顧客の富の加重総和の間には、明確ではないが何らかの正の相関があり、顧客の富に会計基準が及ぼす影響は契約過程を通じて発現すると考えられる。つまり、新しい会計基準の制定によって負債契約および経営者報酬契約に用いられる会計手続の数が減少するとき、その監査人も当該基準の導入に反対してロビイングする傾向が見られるのである。しかしながら「ロビイング活動サービス仮説」を一貫して支持する証拠は得られておらず、そ

の結果、監査人はその顧客の立場を支持してロビイングするという仮説は棄却されることになる。

では、なぜ監査人と顧客のロビイング・ポジションが一致するという傾向が見られるのだろうか。このような関係は、両者の利害が一致するとき、すなわち会計方法を統一化するような基準が公表される場合に起りやすい。会計方法の統一化は契約に利用できる会計手続を制限する。つまり企業にとって最適な「会計手続のポートフォリオ」³⁵⁾に組み込むことができる手続の数が減少し、財務諸表への影響が大きくなるのである。これは契約効率性の減少（エージェンシー・コストの増加）を意味し、それゆえ、経営者はそのような基準に反対する傾向が強くなる。これに対して、そのような会計方法の統一化は原則として監査報酬を増大させないので、除去される方法に特化し、コスト効率性を有していた監査人もこれに反対する。会計方法を統一化する基準の制定に際してはこのような監査人と顧客の間の利害の一致が起りやすく、監査人は顧客の立場を支持する傾向が強くなるのである。

また、監査人と顧客のロビイング・ポジションが一致しない場合について、この不一致は「顧客層仮説」によって説明することはできないということが明らかになっているので、別の説明が求められた。監査人は常に顧客の富を増大させるように（あるいは富の減少を回避させるように）ロビイングするわけではない。監査人は、監査報酬が増加する（富を顧客から自分に移転する）ような基準に対しては顧客と異なる立場

32) Puro [1984], p. 645.

33) Puro [1984], p. 645.

34) Puro [1984], p. 645.

35) この用語法は Watts & Zimmerman [1986] のものだが、その基本的な考え方は Zmijewski & Hagerman [1981] が提示したものである。

で賛成のロビイングをすることがある。つまり、新しいディスクロージャー基準が監査業務を増大させるとき、モニタリング・コストが増大することになる顧客はそれに反対するが、監査報酬が増大するので監査人は賛成のロビイングをする傾向が強いのである。このような関係が生ずるケースは、新規のディスクロージャー基準が提案される場合である。

ただし、監査人それぞれの費用関数が異なるために、監査業務の増大がもたらす効果は一樣ではない。それゆえ、自らが優位性を持たない会計方法が義務づけられ、競争上不利になる監査人は、新規ディスクロージャー基準に対して反対のロビイングをするのである。また、大会計事務所の方が小会計事務所よりもコスト優位にあるので、新規ディスクロージャー基準を支持する傾向が強い、ということも実証されていると言えるだろう。

第5章 おわりに

本稿では、会計規制の経済理論に基づいて、監査人のロビイング活動のインセンティブを考察してきた。本稿の考察において、会計基準設定過程における監査人のロビイング行動は、監査報酬の増大および費用増加の回避という私的利益最大化行動として説明できるということが明らかになった。監査人行動の解明は、会計規制過程の説明理論を構築する上で、1つの重要な課題となっている。そのような意味で、本稿で展開してきた、会計規制過程における監査人の私的利益最大化行動のメカニズムについての説明は、会計規制の説明理論における重要な構成要素としての役割を果たすであろう。

しかしながら、本稿で取り上げた実証研究に

はリサーチ・デザイン上の問題点があり、そのために、依然として未解決の問題も残されている。例えば、ロビイング活動を分析するにあたって、監査人は企業に比べて相対的に数が少ないために、十分なサンプル数を確保するには複数の会計基準について観察を行わなければならないが、このことは実証結果の信頼性に疑問を投げかけかねない。つまり、これらの観測値は、相互に独立していないおそれがあり、検証結果の有意性が過大に評価されている可能性は否定できないのである³⁶⁾。

また、これらの研究では、実際にロビイングした企業とその監査人との見解の一致/不一致にしか焦点を当てていない。それゆえ、ロビイングしなかった企業は、既に監査人が自分と同じ意見を表明しているので敢えてロビイングする必要がないと判断した、ということも考えられる。したがって、ロビイング・ポジションの不一致に関する Puro [1984] の実証結果は、過大に有意性が評価されている可能性もある。

とはいえ、これらの問題点は致命的なものではなく、さらなる研究の追加によって克服可能なものである。つまり、これらは将来の理論的発展のための課題として位置づけることができるのである。それゆえ、その頑健性を高めるためには、条件の厳密化とより洗練された手法の適用が不可欠であろう。

実証理論の価値はその説明力にある。その意味で、現実の説明と予測を目的にする限り、会計規制の経済理論は有効性を持っている。しかしながら、会計規制過程全体をよりよく説明するような理論を構築するためには、本稿で取り上げた監査人行動の解明だけでなく、会計情報

36) Watts & Zimmerman [1986], p.334.

利用者や規制者の行動インセンティブ、および会計規制過程における捕囚（あるいは非捕囚）のメカニズムの解明も、必須の課題となるといふことを最後に指摘しておきたい。

参 考 文 献

- Brown, P. R., "A Descriptive Analysis of Select Input Bases of the Financial Accounting Standards Board," *Journal of Accounting Research* Vol. 19 (1981), pp.232-246.
- Burton, J. & R. Sack, "Standard Setting Process in Trouble (Again)," *Accounting Horizons* Vol. 4 (1990), pp.177-120.
- Cooper, D. J. & M. J. Sherer, "The Value of Corporate Accounting Reports : Arguments for A Political Economy of Accounting," *Accounting, Organizations and Society* Vol.9 (1984), pp.207-232.
- Deakin, E. B., "Rational Economic Behavior and Lobbying on Accounting Issues : Evidence from the Oil and Gas industry," *Accounting Review* (Jan.1989), pp.137-151.
- DeAngelo, L. E., "Mandated Successful Efforts and Auditor Choice," *Journal of Accounting and Economics* Vol.4 (1982), pp.171-203.
- Dhaliwal, D. S., "The Effect of the Firm's Capital Structure on the Choice of Accounting Methods," *Accounting Review* (Jan. 1980), pp.78-84.
- Downs, A., *An Economic Theory of Democracy*, Harper and Row, 1957. (古田精司監訳『民主主義の経済理論』, 成文堂, 1980年.)
- Dyckman, T. R. & S. A. Zeff, "Two Decades of the Journal of Accounting Research," *Journal of Accounting Research* Vol.22 (1984), pp.225-297.
- Fogarty, T., E. Ketz, & M. E. Hussein, "A Critical Assessment of FASB Due Process and Agenda Setting," *Research in Accounting Regulation* Vol.6 (1992), pp.25-38.
- Gaa, J. C., *Methodological Foundations of Standard-setting for Corporate Financial Reporting*, AAA, 1988. (深津比佐夫監訳『財務報告基準設定論』, 中央経済社, 1990年.)
- Gonedes, N. L. & N. Dopuch, "Capital Market Equilibrium, Information Production, and Selective Accounting Techniques : Theoretical Framework and Review of Empirical Work," *Journal of Accounting Research* Vol.12, Supplement (1974), pp.65-78.
- Griffin, P. A., "Foreign Exchange Gains and Losses : Impact on Reported Earnings," *Abacus* Vol.18 (1982), pp.50-69.
- Griffin, P. A., "Management's Preferences for FASB Statement No.52 : Predictive Ability Results," *Abacus* Vol.19 (1983), pp.130-138.
- 原田泰「規制緩和の経済理論」(加藤雅編著『規制緩和の経済学』第1章), 東洋経済新報社, 1994年。
- Haring, J. R. Jr., "Accounting Rules and 'The Accounting Establishment'," *Journal of Business* Vol.52 (1979), pp.507-519.
- 島中道雄,『計量経済学の方法』, 創文社, 1991年。
- Hilton, G. W., "Basic Behavior of Regulatory Commissions," *American Economic Review* Vol.62 (1972), pp.47-54.
- Hussein, M. E. "The Innovative Process in Financial Accounting Standard Setting," *Accounting, Organizations and Society* Vol.6 (1981), pp.27-37.
- Hussein, M. E. & E. Ketz, "Ruling Elites of the FASB : A Study of the Big Eight," *Journal of Accounting, Auditing & Finance* Vol.3 (1980), pp.354-367.
- Johnson, S. B. & W. F. Messier, Jr., "The Nature of Accounting Standards Setting : An Alternative Explanations," *Journal of Accounting, Auditing & Finance* Vol.5, (1982), pp.195-213.
- Kelly-Newton, L., *Accounting Policy Formulation : The Role of Corporate Management*, Addison-Wesley, 1980.
- Kelly, L., "Corporate Lobbying on FAS No.8 : Some Further Evidence," *Journal of Accounting Research* Vol.23 (1985), pp.619-632.
- Leftwich, R., "Market Failure Fallacies and Accounting Information," *Journal of Accounting and Economics* Vol.2 (1980), pp.193-211.
- Levine, M. E. & J. L. Forrence, "Regulatory Capture, Public Interest, and the Public Agenda : Toward a Synthesis," *Journal of Law, Economics, and Organization* Vol.6 (1990), pp.167-198.
- McKee, A. J., P. F. Williams, & K. B. Frazier, "A Case Study of Accounting Firm Lobbying : Advice or Consent," *Critical Perspectives on Accounting* Vol.2 (1991), pp.273-294.
- Meyer, P. E., "The APB's Independence and Its Implications for the FASB," *Journal of Accounting*

- Research* Vol.12 (1974), pp.188-196.
- Moyer, S. & L. Kelly "Stock Market Reactions and Lobbying on SFAS No.91." unpublished working paper, University of Washington, 1992.
- Newman, P., "An Investigation of the Distribution of Power in the APB and FASB," *Journal of Accounting Research* Vol.19 (1981), pp.247-262.
- 大石桂一「L. Kelly-Newtonの会計政策論」『経済論究』(九州大学大学院), 第87号(1993年), 1-28頁。
- 大石桂一「経済規制の理論と会計規制」『経済論究』(九州大学大学院), 第91号(1995年 a), 31-58頁。
- 大石桂一「米国の会計基準設定団体における投票行動の分析とその意義: 会計規制の捕囚理論に関連して」『経済論究』(九州大学大学院), 第93号(1995年 b), 25-53頁。
- Olson, M., *The Logic of Collective Action: Public Goods and Theory of Groups*. Harvard University Press, 1965. (依田博・森脇俊雅訳『集会的行為論: 公共財と集団理論』ミネルヴァ書房, 1983年。)
- 大塚成男「合衆国における会計基準設定プロセスの特徴」『会計』, 第142巻第3号(1992年), 58-72頁。
- Posner, R. A., "Theories of Economic Regulation," *Bell Journal of Economics and Management Science* Vol.5 (1974), pp.335-358.
- Puro, M., "Audit Firm Lobbying Before the Financial Accounting Standards Board: An Empirical Study," *Journal of Accounting Research* Vol.22 (1984), pp.624-646.
- Puro, M., "Do Large Accounting Firms Collude in the Standards-Setting Process?," *Journal of Accounting, Auditing & Finance* Vol.8(1985), pp.165-177.
- Rockness, H. O. & L. A. Nikolai, "An Assessment of APB Voting Patterns," *Journal of Accounting Research* Vol.15 (1977), pp.154-167.
- Schalow, C. M., "Participation Choice: The Exposure Draft for Postretirement Benefits Other Than Pensions," *Accounting Horizons* Vol.9 (1995) pp.27-41.
- Selto, F. H. & H. D. Grove, "Voting Power Indices and the Setting of Financial Accounting Standards: Extensions," *Journal of Accounting Research* Vol.20, (1982), pp.676-688.
- Selto, F. H. & H. D. Grove, "The Predictive Power of Voting Power Indices: FASB Voting on Statements of Financial Accounting Standards Nos. 45-69," *Journal of Accounting Research* Vol.21 (1983), pp.619-622.
- Stigler, G. J., "The Theory of Economic Regulation," *Bell Journal of Economics and Management Science* Vol.2 (1971), pp.3-21.
- Tandy, P. R. & N. L. Wilburn, "Constituent Participation in Standard-Setting: The FASB's First 100 Statements," *Accounting Horizons* Vol.6 (1992) pp.47-58.
- Taylor, P. & S. Turley, *The Regulation of Accounting*, Basil Blackwell, 1986. (染谷恭次郎監訳・市村巧訳『イギリス会計規制論』, 森山書店, 1991年。)
- 富塚嘉一「実証的会計学の基本構造」(飯野利夫編著『会計方針選択行動論』第2章), 中央経済社, 1994年。
- 植草益『公的規制の経済学』, 筑摩書房, 1991年。
- Walker, R. G. & P. Robinson, "A Critical Assessment of the Literature on Political Activity and Accounting Regulation," *Research in Accounting Regulation* Vol.7 (1993), pp.3-40.
- Watts, R. L. & J. L. Zimmerman, "Toward A Positive Theory of the Determination of Accounting Standards," *Accounting Review* (Jan. 1978), pp.273-305.
- Watts, R. L. & J. L. Zimmerman, "The Demand for and Supply of Accounting Theories: The Market for Excuses," *Accounting Review* (Apr. 1979), pp.273-305.
- Watts, R. L. & J. L. Zimmerman, "Auditors and the Determination of Accounting Standards," unpublished working paper, University of Rochester, 1981. (本稿では, Watts & Zimmerman [1986] に再録されている要約によった。)
- Watts, R. L. & J. L. Zimmerman, *Positive Accounting Theory*. Prentice-Hall, Inc., 1986. (須田一幸訳『実証理論としての会計学』, 白桃書房, 1991年。)
- Watts, R. L. & J. L. Zimmerman, "Positive Accounting Theory: A Ten Year Perspective," *Accounting Review* (Jan. 1990), pp.131-156.
- 山本哲三『市場か政府か』, 日本経済評論社, 1994年。
- 山内弘隆「規制理論の新展開」『公共選択の研究』, 第2号(1982年), 69-82頁。
- Zmijewski, R. L. & M. E. Hagerman, "An Income Strategy Approach to the Positive Theory of Accounting Standard Setting/Choice," *Journal of Accounting and Economics* Vol.3 (1981), pp.129-149.

(佐賀大学経済学部)